

# 八戸市農業委員会 7月総会議事録

日時：平成 30 年 7 月 10 日（火）午後 1 時 30 分  
場所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

## 出席した委員

農業委員数：18 名

1 番 三浦 豊、2 番 籠田 悦子、4 番 馬場 豊、5 番 釜石 幸史朗、  
6 番 内沢 豊、7 番 谷地 秀典、8 番 村上 正憲、9 番 西野 茂雄、  
10 番 明戸 政勝、11 番 山内 光興、12 番 加藤 浩幸、13 番 松橋 剛志、  
14 番 寺沢 和則、15 番 赤坂 英夫、16 番 阿達 福壽、17 番 伏守 文宏、  
18 番 長根 昭男、19 番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数：19 名

3 番 河原木 一実、4 番 田名部 浩、5 番 大久保 秀幸、6 番 清川 新一、  
7 番 赤坂 力雄、9 番 三浦 勝浩、10 番 山田 貴光、11 番 齋藤 正人、  
12 番 下館 敏、13 番 橘 由正、14 番 荒川 喜一郎、15 番 高橋 勝男、  
16 番 高橋 政典、17 番 金谷 由松、18 番 坂 文雄、19 番 松倉 賢六、  
20 番 上明戸 桂、21 番 森 庄次郎、22 番 森 光男

## 欠席した委員

農業委員：3 番 木村 武美

農地利用最適化推進委員：1 番 木村 弁一、2 番 坂下 彌一、8 番 田中 忠二

## 職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）久保 伝、農政 GL 村上 司  
主幹 大里 知矢、主事 田中 野、技能技師 小笠原 衛

上村事務局長

それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。  
本日は、木村武美委員、木村弁一推進委員、坂下推進委員、田中推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。  
会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。  
次第の裏面をご覧ください。  
唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声が続いてお願いいたします。

会長職務代理者

(八戸市農業委員会憲章唱和)

上村事務局長

ありがとうございました。ご着席願います。  
それでは、会長、よろしく願います。

会長

皆様におかれましては、梅雨の晴れ間、農作業のお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、報道にあるように、西日本の記録的豪雨は甚大な被害を及ぼしました。被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。今までに経験の無いようなことが起こりうる気候になっていること、そして早めの行動の重要性を改めて感じているところであります。どうぞ皆様におかれましても、身の安全を第一に行動していただきたいと思っております。では、本日の議案につきましても慎重なご審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。  
それでは、ただいまから議事に入ります。出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。本日の議事につきましてはお手元にお配りしております次第により、議事を進めます。なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1

会長

日程第1、議事録署名者の指名を行います。  
お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。  
議事録署名者に、6番 内沢豊委員、9番 西野茂雄委員、両氏を指名いたします。

日程第2

会長

次に、日程第2、議案第30号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。  
それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

高橋(政)委員  
3条 20番～23番

高橋から報告いたします。去る6月28日、狛守農業委員と市庁別館7階会議室Cにおきまして、資料1ページ番号20・21・22番、資料2ページ番号23・24番、資料3ページ番号26番を調査してまいりましたので報告いたします。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。番号20番から23番の4件ですが渡人の違う隣接した申請地を、同一の受人が取得するという案件ですので一括して報告します。調査には、受人は本人が、渡人は20・21番は本人が、22・23番は代理人が出席しました。受人と渡人の関係は特にないとのことですが、松橋農業委員の紹介により申請に及んだものであります。渡人の4人は兄弟とのこと。いずれも、態様別は贈与で、申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、大根・キャベツ・ネギです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は3kmで、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は15年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女4人で、うち農業専従者は男2人、女2人、兼業者は男1人でございます。農機具保有状況は、トラクター、軽トラックを各1台所有しています。

3条 24番

続きまして、2ページの24番ですが、調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、5年間の使用貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、ニンニクです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離2kmで、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は1年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女3人で、うち農業専従者は男1人でございます。農機具保有状況は、トラクター1台を保有しており、今後トラクター、4トントラック、軽トラックを各1台導入予定とのこと。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

田名部委員  
3条 25番

続きまして田名部から、資料2ページ番号25番についてご報告いたします。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は知人とのこと。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は遠方のためです。申請地の貸付けはなく、申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地における譲受人の作付計画は、水稻です。通作距離3kmで、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地

化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女3人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男2人、女2人でございます。農機具保有状況は、トラクター2台、田植機、稲刈機、トラックを各1台所有しています。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

高橋(政)委員  
3条26番

再び、高橋から報告いたします。資料3ページをご覧ください。番号26番ですが、調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。申請理由は、農業後継者への生前一括贈与です。申請地の貸付けはありません。申請地における作付計画ですが、赤御堂前には水稻、市子巻目・花生にはナガイモ・大根・大豆・ジャガイモ・かぼちゃ・そばを作付けするそうです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、受人と渡人は平成28年4月に畑 4,553㎡について農業後継者への生前一部贈与を行っております。通作距離は赤御堂前は1km、市子巻目は700m、花生は1.5kmで、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は7年で、地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人、うち農業専従者は男2人、女1人でございます。農機具保有状況は、トラクター、トラック、田植機、コンバイン、管理機を各1台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

森(庄)委員  
3条27番

森から報告いたします。去る6月28日、谷地農業委員と市庁別館7階会議室Cにおきまして、資料3ページ番号27番を調査してまいりましたので報告いたします。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は知人とのことです。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。請地における譲受人の作付計画は、ゴボウです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、受人は昨年3月と8月と11月と12月に畑・田を取得しています。通作距離7kmで、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等ありません。世帯員は男2人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男2人でございます。農機具保有状況は、トラクター、耕運機、トレンチャーを各1台、トラック2台、草刈機3台を所有しています。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3  
会長

次に、日程第3、議案第31号、平成30年度第4号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第31号「平成30年度第4号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料5ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借10件、使用貸借1件の計11件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手5名、貸し手11名で、利用権設定面積は147,097.66㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、大豆を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当り年間5,000円でございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、2年間使用貸借するものでございます。

利用集積3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、大根を作付けするために、1年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当り年間1,000円でございます。

利用集積4番

番号4番、利用権の種類及び内容は、長芋を作付けするために、1年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間600,000円でございます。

利用集積5番  
～11番

番号5番から資料7ページの番号11番までは、あおり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、10年

間賃貸借するもので、賃借料につきましては資料に記載のとおりでございます。

公告年月日は、平成 30 年 7 月 13 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

会長

次に、日程第 4、議案第 32 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第 32 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」をご説明いたします。資料 9 ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借 8 件となっております。借り手の人数につきましては 2 名で、利用権設定面積は 41,201.66 ㎡でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおもり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の「農用地利用集積計画」番号 5 番から番号 11 番に関連する事案も含まれております。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画 1 番～ 7 番

番号 1 番から次ページの番号 7 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、資料に記載のとおりでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

配分計画 8 番

続いて番号 8 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、6 年 8 ヶ月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当り年間 10,000 円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第 5  
会長

次に、日程第 5、議案第 33 号、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

谷地委員  
4 条 4 番

農地法第 4 条許可申請に係る調査について、議案第 33 号を谷地から報告いたします。去る 6 月 28 日、狛守委員と午前中は現地確認、午後は市庁別館会議室において、議案を調査して参りましたので報告します。

まず番号 4 番ですが、調査には、申請者本人が参りました。自動車運転免許証で確認しております。申請人の住所、氏名、職業、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。転用目的は植林です。ナラの木を植えるそうです。事業全体の資金調達計画は自己資金 3 万円。証明書を添付しております。他法令との関連ですが、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区区域外でございます。立地条件は、島守市民サービスセンターから西側約 1.5km に位置し、周囲の状況としては、山林・畑に囲まれ、県道に接続しています。用排水路はありません。農地区分は第 2 種農地。中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、許可相当と判断した理由は、申請地は長期間、休耕地となっていたため地力が低く、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であ

るためです。権利調整措置並びに、年金、税猶予等は、すべてなしとなっております。

4条5番

次に5番を報告します。調査には、代理人が委任状を提出し、本人確認は自動車運転免許証で確認しております。申請人の住所、氏名、職業、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。転用目的は、太陽光発電設備設置で、申請者所有の宅地1筆と併せての転用となります。事業全体の資金調達計画は借入資金で、青い森信用金庫の融資証明が出されております。他法令との関連ですが、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区区域外でございます。被害防除措置として、申請地周囲にフェンス及び虎ロープを設置します。立地条件は、青森県立八戸北高校から南東側約1.1kmに位置し、周囲の状況としては畑・住宅に囲まれています。申請地は公道に接続していませんが、事業用地として利用する自己所有の宅地が市道に接続しております。農地区分は第2種農地。中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地の周囲には大きな木々があり、生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに、年金、税猶予等は、すべてなしとなっております。

いずれの案件も事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

会長

次に、日程第6、議案第34号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

狛守委員

5条12番

狛守から報告します。去る6月28日、谷地委員と別館7階会議室Cにおいて、議案第34号の12番を調査して参りましたので報告します。資料13



ページをお開き願います。受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は20年間の使用貸借。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、平成30年9月1日から平成30年12月25日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、浄化槽と浸透枘を設置します。立地条件は、旧八戸市立鳩田小学校から南東側約2.0kmに位置し、畑・住宅に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地。許可相当と判断した理由は、受人所有の土地がなく、実家近くの土地を検討したところ申請地しか条件に合わなかったためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7

会長

次に、日程第7、議案第35号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

小笠原技能技師

事務局小笠原から、議案第35号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明いたします。

平成30年度の荒廃農地調査により、森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地「B分類」と思われる農地について、総会において農地・非農地の判断をしていただき、非農地と決定された土地については、農地台帳からも除き、以後、農地として取り扱わないこととするものです。荒廃農地の判断基準では、「森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況が

ら見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの」とされています。

それでは、内容についてご説明いたします。資料の 15 ページから 19 ページにわたる荒廃農地関係資料一覧表をご覧ください。今回判断していただく土地は、平成 30 年 5 月 11 日から 6 月 1 日までの間に、3 回調査した農地のうち、非農地と思われる土地 95 筆、約 15.8ha でございます。別冊の現地写真及び位置図とともにご覧ください。

荒廃農地 1 番  
～10 番

番号 1 番から 10 番までは、5 月 11 日に木村武美委員・木村弁一委員・河原木委員により現地を調査した土地で、番号 1 番から 10 番は位置図では「A」付近の市川地区で、現地写真は 1 ページの 1 番から 4 ページの 10 番です。

荒廃農地 11 番  
～52 番

次に、番号 11 番から 52 番までは、5 月 25 日に西野委員・清川委員・坂下委員により現地を調査した土地で、位置図では「B」付近の上長地区で、現地写真は 4 ページの 11 番から 18 ページの番号 52 番までです。

荒廃農地 53 番  
～95 番

次に、番号 53 番から 95 番までは、6 月 1 日に三浦豊委員・大久保委員・赤坂力雄委員により現地を調査した土地で、位置図では「C」付近の豊崎地区で、現地写真は 18 ページの 53 番から 32 ページの 95 番までです。

以上、ご説明いたしました土地は、何れも森林原野化が著しく農地の復旧は困難な土地との意見でした。つきましては、この 95 筆の土地について、非農地として判断することをお伺いするものです。なお、今回、非農地と判断された土地につきましては、農地台帳上、非農地として取り扱われますが、登記簿上の地目につきましては、所有者が変更登記をする必要がある旨申し添えます。また、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には、日頃お忙しい中パトロールに参加していただきましてありがとうございました。荒廃農地のパトロールについては、これからもよろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は非農地として判断することに決しました。

日程第8  
会長

次に、日程第8、報告第28号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。この案件は、相続等届出の7月分でございます。総会資料の21ページをお開き願います。権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料21ページ番号61番から資料25ページ番号75番までの計15件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、なしとなっております。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第9  
会長

次に、日程第9、報告第29号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条届出の撤回願の6月分でございます。資料の27ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

番号1番、2番、3番、撤回理由は譲受人の代表取締役変更のためでございます。

次ページをお開き願います。

番号4番、撤回理由は売買契約解除のためでございます。

番号5番、撤回理由は転用目的変更のためでございます。

書類は適正であり、受理した旨を譲渡人及び譲受人に対し通知しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第 10、  
日程第 11  
会長

次に、日程第 10、報告第 30 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、及び日程第 11、報告第 31 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条、5 条届出の 6 月分でございます。

まず 4 条からご報告申し上げます。資料の 29 ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4 条 10 番  
4 条 11 番、12 番

番号 10 番、転用目的は倉庫 1 棟建築でございます。

番号 11 番、12 番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。

続いて、5 条につきましてご報告申し上げます。31 ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5 条 64 番  
5 条 65 番  
5 条 66 番

番号 64 番、転用目的は建売住宅 5 棟建築でございます。

番号 65 番、転用目的は駐車場でございます。

番号 66 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5 条 67 番  
5 条 68 番、69 番

番号 67 番、転用目的は宅地分譲でございます。

番号 68 番、69 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5 条 70 番～72 番

番号 70 番、71 番、72 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5 条 73 番～75 番

番号 73 番、74 番、75 番、転用目的は建売住宅 1 棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5 条 76 番  
5 条 77 番  
5 条 78 番

番号 76 番、転用目的は建売住宅 1 棟建築でございます。

番号 77 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

番号 78 番、転用目的は宅地拡張でございます。

次ページをお開き願います。

5 条 79 番～81 番

番号 79 番、80 番、81 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5 条 82 番

番号 82 番、転用目的は運動場でございます。

なお、番号 65 番は、先ほどの報告第 29 号「5 条転用届出の撤回」の対象となる届出であり、6 月 20 日付けで撤回願を受理し、撤回されております。また、番号 74 番、75 番、76 番、77 番、82 番は、先ほど撤回された

5条届出について、それぞれ代表取締役の変更、譲受人の変更、転用目的の変更をして、改めて5条の届出で提出されたものであります。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第12  
会長

次に、日程第12、報告第32号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。資料の39ページをお開き願います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条13番～  
18番、20番  
18条19番、21番

番号13番から18番と20番につきましては、農地法第3条賃貸借に係る合意解約で、補償等は無しとなっております。

番号19番と21番につきましては、農業経営基盤強化促進法賃貸借に係る合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条22番

番号22番につきましては、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

通知年月日は、平成30年7月13日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後2時15分)